

# 平成 27 年第 1 回更別村議会臨時会会議録

平成 27 年 5 月 8 日

1. 出席および欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 酒井智寛  
書記 小野山果菜

## 議 事

事務局長	事務局長の末田です。 本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっています。 出席中、松橋議員が年長者でありますので、ご紹介します。 (松橋議員、議長席に着席)
臨時議長	ただいま紹介されました松橋です。 地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。 どうぞよろしく願いいたします。 ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 1 回更別村議会臨時会を開会をいたします。(10 時 01 分) 村長より招集の挨拶があります。
村 長	西山村長 皆さん、おはようございます。本日はですね、平成 27 年第 1 回更別村議会臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄、大変ご多用に関わらず、定刻までのご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。まずもってですね、この度の更別村議会議員選挙におきまして、ご当選を果たされました議員の皆様にご心からお祝いを申し上げます。村民の代表としてですね、選出された議員の皆様にご心から敬意を表すると共に、これからの村政にですね、議会と行政が車輪のですね、両軸として、一体となってですね、村政に向かって行きたいというふうに思いますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。一方、私におきましては、この度の村長選挙におきまして、村長としてですね、当選をさせて頂きました。岡出村政のですね、懸案事項および継続事項をですね、しっかりと受け継ぎ、今後はですね、対話と協調、何よりも村民

の皆さんのですね、豊かな暮らしと幸せのため、開かれた村政を基調としてですね、しっかりと自らの公約実現にですね、努めて参る所存でございます。議員の皆様ですね、なお一層のご指導とご鞭撻を、重ねてよろしくお願い申し上げます。さて、本臨時会は、選挙後の初議会となるものでございまして、議会構成を始めといたしまして、私からは、更別村税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認の件、平成 26 年度更別村一般会計補正予算、第 9 号及び平成 26 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算、第 5 号の専決処分承認の件、監査委員、副村長ならびに教育長選任の件、更別村税条例の一部改正の件、平成 27 年度更別村一般会計補正予算、第 1 号について、ご審議をよろしくお願い申し上げます。以上ですね、よろしくお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

臨時議長

村長の挨拶が終わりました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

臨時議長

日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、ただいま着席の議席といたします。

臨時議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により臨時議長において、安村さん、太田さんを指名をいたします。

この間、しばらく休憩をいたします。 (10 時 05 分)

(議長選挙投票の準備)

臨時議長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (10 時 06 分)

臨時議長

日程第 3、選挙第 1 号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

臨時議長

ただいまの出席議員は、8 名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に織田さん、村瀬さんを指名をいたします。

ここで投票用紙を配ります。

(投票用紙を配布)

臨時議長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(ありませんの声)

臨時議長

配布もれなしと認めます。

これより投票箱を点検をします。

(投票箱点検、議員、臨時議長に投票箱の中を見せる)

臨時議長 異常なしと認めます。  
念のために申し上げます。  
投票は単記無記名です。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願  
います。

臨時議長 点呼を命じます。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願いま  
す。

事務局長 それでは、点呼を申し上げます。  
1番、安村議員、2番、太田議員、4番、高木議員、5番、織田議  
員、6番、本多議員、7番、上田議員、8番、村瀬議員、最後に松橋  
臨時議長。  
(点呼により仮議席1番から順次投票を行う)

臨時議長 投票もれはありませんか。  
(ありませんの声)

臨時議長 はい、投票もれなしと認めます。  
投票を終わります。  
これより開票を行います。  
織田さん、村瀬さん、開票の立ち会いをお願いいたします。  
(開票)

臨時議長 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。  
そのうち有効投票8票、無効投票0票です。  
有効投票のうち、  
松橋4。  
本多さん4票。  
以上のとおりです。  
この選挙の法定得票数は2票です。上位得票者が同数であるため、  
クジにより議長を決定をいたします。  
ここでクジの用意をいたします。  
(クジの用意)

臨時議長 本多さん、前へ出てきてもらっていいですか。  
はじめに、クジを引く順番を決めるクジを引きます。  
その順番は仮議席番号の若い順といたします。  
クジ棒は、10本は1から10番までの数字が記載されています。  
若い数字を引いた者から、クジを引く順番とします。  
(議長席横でクジを引く)

臨時議長 松橋が8番。  
本多さんが9番。  
ということで、松橋、本多さんの順で、クジを引きます。

臨時議長	<p>当選を決めるクジ棒は、ただいま使用した2本を抜いた、8本で行います。</p> <p>若い数字を引いた者を当選者とします。</p> <p>(議長席横でクジを引く)</p>
臨時議長	<p>結果を発表いたします。</p> <p>松橋が7番。</p> <p>本多さんが10番。</p> <p>ということで、松橋が議長に当選しました。</p> <p>議場の出入り口を開きます。</p> <p>(議場を開く)</p> <p>立会人はお戻り下さい。</p> <p>(立会人、自席へ戻る)</p>
臨時議長	<p>ただいまの選挙の結果、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を受けたものとします。</p> <p>これで臨時議長の職務は終了いたしました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>ここで改めて、議長のご挨拶をさせていただきます。</p> <p>(議長は就任挨拶を演台にて行う)</p>
議長	<p>改めて議長の挨拶をさせていただきます。ご承知のように、その8人という少数議会、ましてこの度は全員が無投票ということで、特に私どもにつきましては2回無投票と、過去4年間、木山議長、本多副議長の中で、議会改革を進めてきまして、いかに村民と対話をするかを重視をしてきましたけども、結果としてやはり、今の少子高齢化、それから若者の選挙無関心、行政に対するいろんな不信感も持っていると思います。私どもこの4年間、この責務をやはり皆さん8人、少数の議会ですから、やはり住民目線の中に立って、どれだけこれから少子高齢化の時代に、やはり僕達が立ち向かっていかなければいけないと思っております。どちらにしても8人で一人ひとりの意見を大切にしまして、この4年間新しく誕生しました西山村政と、協力もしますけども、だめなものはだめ、やはりお互いに新しい気持ちで、前向きに、更別村の将来に向かっていきたいと思っております。議員の皆さまには、またご指導よろしく願いいたします。終わります。</p> <p>(議長は議長席に着く)</p>
議長	<p>この際、暫時休憩をいたします。 (10時27分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10時33分)</p> <p>日程第4、会期決定の件を議題といたします。</p> <p>おはかりをいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議	長	異議なしと認めます。
		したがって、会期は1日間と決定をしました。
議	長	日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。
		おはかりをいたします。
		選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。
		指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議長が指名することに決定をいたしました。
		それでは、副議長に本多さんを指名いたします。
		おはかりをいたします。
		ただいま議長が指名をしました、本多さんを副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、ただいま指名をいたしました本多さんが、副議長に当選をされました。
		ただいま副議長に当選された本多さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
		ここで副議長に当選されました本多さんから発言を求められておりますので、これを許します。どうぞ演台の方へ。
副議長		それでは一言ご挨拶を申し上げます。ただ今指名推薦ということで、私が副議長に就任させていただきました。新しい松橋議長のもと、私も補佐をしたいと思います。また西山新体制でございますので、そういったこともふまえながら、議会をまとめて、今後4年間、私のできる限りのことをしたいと思いますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたしまして、就任のご挨拶にさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。
		(仮議席へ戻る)
議	長	これより、日程第6、議席の指定を行います。
		議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。
		氏名と議席番号を職員に朗読をさせます。

事務局長 それでは、議席番号と議員の氏名を申し上げます。

1番 安村議員  
2番 太田議員  
3番 高木議員  
4番 織田議員  
5番 上田議員  
6番 村瀬議員  
7番 本多議員  
8番 松橋議員

以上でございます。

議長 ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。  
議席が決まりましたので、それぞれただいま指定いたしました議席にお着きをお願いいたします。  
それで、この際、午後2時30分まで休憩とさせていただきます。  
(10時38分)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 (14時30分)  
休憩中に、委員会条例第7条第2項の規定により、総務厚生常任委員会委員に安村さん、太田さん、高木さん、織田さん、本多さん、それに私、松橋を、産業文教常任委員会委員に太田さん、高木さん、上田さん、村瀬さん、本多さん、それに私、松橋、議会運営委員会委員に安村さん、太田さん、高木さん、村瀬さん、本多さんを、それぞれ選任いたしましたので報告いたします。  
また、各委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。  
総務厚生常任委員会は、委員長に安村委員、副委員長に高木委員、産業文教常任委員会は、委員長に村瀬委員、副委員長に太田委員、議会運営委員会は、委員長に高木委員、副委員長に太田委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議長 日程第7、教育行政報告を行います。  
教育行政報告は文書で配布されております。  
これで教育長からの教育行政報告を終わります。  
これから教育行政報告に対する質疑を行ないます。  
質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

議長 次に、日程第8、選挙第3号、十勝環境複合事務組合議会議員の選挙を行います。  
おはかりをいたします。  
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選

にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。  
(ありませんの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選することに決定をしました。  
指名推選の発言を許します。

3 番 高木さん

3 番高木議員 指名推選をいたします。  
十勝環境複合事務組合議会議員に、松橋議員を指名します。よろしく  
お願いいたします。

議 長 おはかりをいたします。  
ただいま、高木さんが指名した私、松橋を十勝環境複合事務組合議  
会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、私、松橋が十勝環境複合事務組合議会議員に当選をし  
ました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の  
告知を受けたものとします。

議 長 次に日程第 9、選挙第 4 号、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を  
行います。

おはかりをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選  
にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしま  
した。

指名推選の発言を許します。

3 番 高木さん

3 番高木議員 指名推選をいたします。  
十勝圏複合事務組合議会議員に、松橋議員を指名します。よろしく  
お願いいたします。

議 長 おはかりをいたします。  
ただいま、高木さんが指名しました私、松橋を十勝圏複合事務組合  
議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、私、松橋が十勝圏複合事務組合議会議員に当選をいた

しました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知を受けたものとします。

次に日程第 10、選挙第 5 号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

おはかりをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名推選の発言を許します。

3 番 高木さん

指名推選をしたいと思います。

十勝中部広域水道企業団議会議員に、松橋議員を指名します。よろしくお願ひいたします。

おはかりをいたします。

ただいま、高木さんが指名しました私、松橋を十勝中部広域水道企業団議会議員の当選人に定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、私、松橋が十勝中部広域水道企業団議会議員に当選をいたしました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知を受けたものとします。

日程第 11、選挙第 6 号、とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名推選の発言を許します。

3 番 高木議員

指名推選を行いたいと思います。

		とから広域消防事務組合議会議員に、松橋議員を指名します。よろしくお願ひいたします。
議	長	おはかりをいたします。
		ただいま、高木さんが指名した私、松橋をとから広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、私、松橋をとから広域消防事務組合議会議員に当選をいたしました。
		ただいまの選挙の結果、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知を受けたものとします。
議	長	日程第 12、選挙第 7 号、南十勝消防事務組合議会議員の選挙を行います。
		おはかりをいたします。
		選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議長が指名することに決定をいたしました。
		それでは、南十勝消防事務組合議会議員に、太田さん、高木さんの 2 名を指名いたします。
		おはかりをいたします。
		ただいま議長が指名しました、太田さん、高木さんを南十勝消防事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、ただいま指名をいたしました、太田さん、高木さんが南十勝消防事務組合議会議員に当選をされました。
		ただいま当選をされました、太田さん、高木さんが議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。
議	長	日程第 13、承認第 1 号、更別村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件を議題といたしま

す。提案理由の説明を求めます。

西山村長

村長

承認第1号、更別村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件でございます。更別村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。次のページ、お手もとのですね、議案の次のページに、専決処分の写しを載せてありますが、ご覧下さい。専決処分の理由ですが、更別村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、3月の地方税法の改正により、2輪車等に係る税率の引き上げを1年間延長する措置がとられたが、税率引き上げの施行期日は平成27年4月1日とされ、附則で施行期日を規定しているため、延長するための改正は平成27年3月31日までに公布、施行しておく必要があった。緊急に条例施行をする必要が生じたが、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。改正内容については、後ほど宮永住民生活課長より補足説明をさせていただきます。この件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長  
住民生活課長

宮永住民生活課長

補足説明をさせていただきます。今、専決処分の、専決第1号の理由にもありましたとおり、これにつきましては平成26年5月臨時議会におきまして議決された案件でございます。今回につきましては、更別村税条例等の一部を改正する条例で、これにつきましては軽自動車税の税率を改正したところ、3月の地方税法の改正によりまして、2輪車等に係る税率の引き上げを1年間延長する措置がとられました。この2輪車等に係る税率の引き上げの施行日が、施行期日が27年4月1日とされましたので、附則で施行期日を規定しているということで、延長するための改正は、平成27年3月31日までに公布しておく必要があったために、専決処分の承認を求めるものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑ありませんね。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)  
 原案賛成という声がありますので、これで討論を終わります。  
 これから承認第1号、更別村税条例の一部を改正する条例の一部を  
 改正する条例制定の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。  
 本案は、承認することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、承認第1号は、承認することに決定をいたしました。

議 長 日程第14、承認第2号、平成26年度更別村一般会計補正予算、第9  
 号の専決処分の承認を求める件を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。

村 長 西山村長  
 承認第2号、平成26年度更別村一般会計補正予算、第9号の専決処  
 分の承認を求める件について、ご説明申し上げます。平成26年度更別  
 村一般会計補正予算、第9号について、地方自治法第179条第1項の  
 規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、  
 承認を求めるということでございます。理由といたしまして、地方自  
 治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるとあります。  
 次ページに専決2号として、専決処分の写しを添付してございま  
 す。ご覧下さい。理由といたしましては、歳入歳出予算については、  
 国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金の減額により、基金への積  
 立が生じたことから、緊急に補正をする必要が生じたが、議会を招集  
 する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分  
 するものであります。別紙の平成26年度更別村一般会計補正予算書  
 をご覧下さい。平成26年度更別村一般会計補正予算、第9号、平成26  
 年度更別村の一般会計補正予算、第9号は次に定めるところによる。  
 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,160千円を減額  
 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,492,296千円とする。  
 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるも  
 のとする。この予算、補正予算についての補足説明を、三好副村長か  
 らご説明申し上げます。よろしく申し上げます。この件につきまして、  
 ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 三好副村長  
 副村長 補足説明をさせていただきます。平成26年度更別村一般会計補正予  
 算書、第9号をご覧いただきたいと思っております。最初に歳出の方からご  
 説明をさせていただきます。7ページをお開き下さい。款4衛生費、  
 補正額25,176千円を減額しまして、267,390千円とするものでござい  
 ます。内容につきましては、項1保健衛生費、目4診療所費で同額を

減額するものでございます。説明欄 (1) 特別会計 (診療施設勘定) 繰出金ということで 25,176 千円を減額するものでございます。これにつきましては、冒頭、村長よりもご説明がありましたけども、国民健康保険特別会計事業勘定のですね、財政調整交付金が増額されたということで、この財政調整交付金につきましては、へき地診療所の医師等の確保対策費用が盛り込まれているものでございます。それに伴い、財源確保がされたことに伴い、診療施設勘定への繰出金を減額するというものでございます。28 繰出金で減額するものでございます。次に款 6 農林水産業費、2,016 千円を追加しまして、281,482 千円とするものでございます。項 1 農業費、目 2 農業振興費で同額を追加するものでございます。内容につきましては、説明欄 (1) の農業振興基金積立金ということで、2,016 千円を追加してですね、積み立てるということでございます。続きまして、歳入の方のご説明をさせていただきます。5 ページをお開き下さい。款 2 地方譲与税、752 千円減額しまして、134,739 千円とするものでございます。項 1 地方揮発油譲与税、目 1 地方揮発油譲与税、同額を減額するものでございます。説明欄でございますけども、地方揮発油譲与税 752 千円の減でございます。これにつきましては、実績をふまえ、歳入欠陥を防ぐために減額をするものでございます。譲与税につきましては、ガソリンに対し、揮発油税と併せて課税されるもので、市町村道の延長面積を按分して譲与されるものでございます。次に款 3 利子割交付金 109 千円減額しまして、1,177 千円とするものです。項 1 利子割交付金、目 1 利子割交付金についても同額でございます。内容欄、利子割交付金ということで、説明欄にございますけども、109 千円を減額するものでございます。これにつきましては、銀行預金利子などの利子等に係る住民税分として交付されるものでございます。続きまして、款 6 地方消費税交付金 2,224 千円減額しまして、37,601 千円とするものでございます。項 1 地方消費税交付金、目 1 地方消費税交付金、同額減額するものでございます。内容につきましては、説明欄にございますように、地方消費税交付金ということで 2,224 千円を減額するものでございます。消費税に併せて課税されているものでございます。続きまして、款 10 交通安全対策特別交付金 75 千円減額しまして、871 千円とするものでございます。項 1 交通安全対策特別交付金 75 千円の減、目 1 交通安全対策特別交付金も同額を減額するものでございます。内容につきましては、6 ページになっておりますけども、交通安全対策特別交付金ということで同額を減額するものでございます。これにつきましては、交通違反の反則金を財源として交付されるものでございます。款 17 繰入金 20,000 千円を減額しまして、207,946 千円とするものでございます。項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、ということで、同額を減額するものでございます。説明欄、財政調整基金繰入金 20,000 千円を減額すると

議 長 　　ということで、歳入歳出それぞれですね、同額とするものでございます。財政調整基金につきましては、災害復旧その他財源の不足を生じた時の財源ということで、基金に積み立てているものでございます。以上ですね、補足説明を終わらせていただきます。

議 長 　　はい、説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

　　　　　質疑の発言を許します。

　　　　　どうぞ。ありませんか。よろしいですね。

　　　　　（ありませんの声あり）

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　これで質疑を終わります。

　　　　　これから本案に対する討論を行います。

　　　　　討論の発言を許します。

　　　　　（原案賛成の声あり）

議 長 　　これで討論を終わります。

　　　　　これから承認第2号、平成26年度更別村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

　　　　　本案は、承認することにご異議ありませんか。

　　　　　（異議なしの声あり）

議 長 　　異議なしと認めます。

　　　　　したがって、承認第2号は、承認することに決定をいたしました。

議 長 　　日程第15、承認第3号、平成26年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

　　　　　提案理由の説明を求めます。

　　　　　西山村長

村 長 　　承認第3号、平成26年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件でございます。平成26年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。理由としては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。次ページに専決処分の文書の写しがあります。ご覧下さい。理由としまして、歳入歳出予算については、事業勘定の財政調整交付金の増額により、診療施設勘定繰出金を増額する必要が生じたことから、緊急に補正をする必要が生じたが、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。別紙補正予算を資料添付させていただいておりますので、ご覧下さい。平成26年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、平成26年度更別村の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,176

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 541,889 千円とする。2、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。補正予算について、三好副村長より補足説明を申し上げます。この件につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。以上、提案説明とさせていただきます。

議 長  
副村長

三好副村長

それでは補足説明をさせていただきます。まずですね、事業勘定の歳入からご説明をさせていただきますと思います。予算書ですね、6ページをお開き下さい。款3国庫支出金25,176千円を追加しまして、141,903千円とするものでございます。項2国庫補助金、目1財政調整交付金、同額を追加するものでございます。内容につきましては、一般会計の専決処分の中でもご説明させていただきましたけども、特別調整交付金の追加ということで、25,176千円を追加するものでございます。次に事業勘定の歳出をご説明させていただきます。7ページをお開き下さい。款10諸支出金25,176千円追加しまして、47,221千円とするものでございます。項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金、同額を追加するものでございます。内容につきましては、説明欄にございますけれども、(1)直営診療施設勘定繰出金ということで、28の繰出金で25,176千円を診療施設勘定の方に繰り出すという内容でございます。続きまして、診療施設勘定の方をご説明させていただきます。歳入になります。9ページ、一番最後のページでございますけれども、9ページをお開き下さい。款4繰入金、補正額は0でございます。内訳としまして、項1他会計繰入金、一般会計繰入金ということで、25,176千円をここで繰入金を減額するものでございます。説明欄にございますけども、これは一般会計繰入の分の財源補てん分ということで、繰入金を全額25,176千円減額するものでございます。項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金ということで、25,176千円を追加するものでございます。事業勘定から繰入された分を受けるということで、説明欄にございますように、へき地診療所分25,176千円を追加するものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

ございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから承認第3号、平成26年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。

議 長

したがって、承認第3号は、承認することに決定をいたしました。

次に、日程第16、議案第28号、監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長

議案第28号監査委員の選任につき同意を求める件でございます。村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。まずはじめに、前監査委員の田中博幸様におかれましては、平成23年5月から1期4年にわたりまして、代表監査委員として監査業務はもとより、村の健全財政の維持に多大なるご尽力を賜りましたことに、心から御礼を申し上げたいと思います。この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。つきましては、後任監査委員として、次の方の同意を求めるものでございます。更別村字更別南1線99番地59、緑町の笠原幸宏氏、昭和30年1月20日生まれ、60歳、でございます。平成24年4月から平成27年3月まで、会計管理者として、また平成23年度には産業課長として務められ、財政の健全運営、或いは行政に多大な貢献をなされました。これらの豊富な経験を活かし、監査委員としてお願いいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。よろしく願い申し上げて、提案の理由とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんね。

（ありませんの声あり）

議 長

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりをいたします。

ただいま議題となっております、議案第28号、監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

はい、異議なしの声が多いので、異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、監査委員の選任につきまして同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

議 長

次、日程第17、議案第29号、副村長の選任につき同意を求める件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

西山村長

村長 議案第 29 号、副村長の選任につき同意を求める件でございます。村副村長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものです。選任同意をお願いする者は、更別村字更別南 1 線 89 番地 39、本町の森稔宏氏、昭和 28 年 8 月 10 日生まれ、61 歳でございます。森氏におかれましては、平成 21 年 4 月より平成 23 年 3 月まで給食センター長、平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで教育次長を務められたところでございます。森氏におかれましては、教育行政はもとより、村政の重要課題の解決に優れた行政手腕を発揮されてきたところでございます。今日なお重要な継続事業も多く、課題も山積していることから、副村長としてこれまでの豊富な経験を活かし、その重責を担っていただきたく、議会の同意をお願いするものです。よろしく願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議長 はい、説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。どうぞ。

議長 質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

ありませんの声がありますが、よろしいですか。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりをいたします。

ただいま議題となっております議案第 29 号、副村長の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、副村長の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。 (15 時 08 分)

(荻原保健福祉課長退席)

議長 はい、休憩前に引き続き会議を開きます。 (15 時 09 分)

日程第 18、議案第 30 号、教育長の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村長 議案第 30 号、教育長の選任につき同意を求める件でございます。村教育長に次のものを選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。選任同意をお願いする者は、更別村字更別南 2 線 100 番地

19、荻原正、昭和32年4月16日生まれ、58歳でございます。荻原氏におかれましては、平成24年4月から平成26年3月まで住民生活課課長、平成15年から平成20年まで教育委員会に勤務したところでございます。荻原氏は教育委員会勤務や住民生活課勤務において、村の重要課題の解決のために、優れた行政手腕を発揮されたところでございます。引き続き豊富な経験を活かし、教育長という重責を担っていただきたく、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

議長

はい、説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

3番 高木議員

3番高木議員

人事案件についてなんで、あまり多くは語ることはないんですが、今回の人事につきましては、教育長につきましては新制度ということで、村長部局の指名ということになり、今後は村長の思いといいますか、そういうのが直接、教育長に繋がっていくということで、進めていくことに多分なると思うんですが、今回の教育長に関しましては、今村長の公約の中で、子ども支援、子育て支援、こども園関係を含めまして、教育関係と福祉関係と両立した中の、違う部署ごとの事業も視野に入れながらの人事ということもあります。そのへんも含めまして、適任者としてご指名いただいたのか、そのへんもう少し詳しく、任命の説明といいますか、もしあれば、していただきたいと思います。

議長  
村長

西山村長

高木議員さんのご質問ですけれども、ごもつともでございます。今年度から子ども・子育て支援ということで、新しく法制化をされまして、教育委員会制度も変わります。で、ご指摘のとおりですね、私の今回の公約にもですね、子ども・子育て支援課の創設、ならびにですね、子育て支援に対するですね、手厚いですね、支援策ということを掲げて参りました。子ども・子育て支援課の創設につきましては、庁舎というんですか、役場内部のですね、機構改革に関わる部分もございまして、これについては慎重にしていきたいというふうに思います。で、保健福祉課とですね、教育委員会とがですね、ある程度業務の部分でですね、一体化をしなければいけない部分がありますので、荻原課長はですね、まあ、今保健福祉課に行ったばかりではございませぬけれども、これまで教育委員会の中で私いろいろとですね、仕事をしてきましたが、非常にですね、先見性もあり、行政手腕もあるということで、慎重に準備をして対応していくつもりでありますけれども、その責務をですね、充分担えるのではないかとこのように考えておりますので、今回ですね、人事案件に、教育長に荻原氏ということでき

せていただきました。あとですね、支援の、子ども・子育て支援の  
中身についてはですね、暫時公約について、出来る部分とですね、すぐ  
に出来る部分と、予算化或いはですね、いろんな部分で調整をしなければ  
ならない部分もありますけれども、その部分のですね、調整役を担って、  
しっかりとがんばってもらえるものと確信しております。以上、ご答弁  
申し上げます。

議 長 ほか、質疑ありませんでしょうか。  
(ありませんの声あり)

議 長 はい、これで質疑を終わらせていただきます。  
本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。  
おはかりをいたします。  
ただいま議題となっております議案第 30 号、教育長の選任につき同意  
を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 30 号、教育長の選任につき同意を求める件は、  
これに同意することに決定をいたしました。

議 長 この際、暫時休憩いたします。  
午後 3 時 30 分まで休憩といたします。 (15 時 15 分)

議 長 はい、休憩前に引き続き会議を開きます。 (15 時 30 分)  
日程第 19、議案第 31 号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定  
の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長 議案第 31 号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件でござ  
います。更別村税条例及び更別村税条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。1、理由として、  
地方税等の一部を改正する法律等の施行等に伴う関連条文の改正を行  
うため、この条例を制定しようとするものであります。2、要旨とし  
て、(1) 番号法改正に伴う条文の所要の措置を行う。(2) 個人住民税  
における住宅ローン減税制度の適用期限の延長を行う。(3) ふるさと  
納税の申告特例についての規定の整備を行う。(4) 土地に対して課す  
る固定資産税の特例期間の延長を行う。(5) 宅地等に対して課する固  
定資産税の特例期間の延長を行う。(6) 農地に対して課する固定資産  
税の特例期間の延長を行う。(7) 軽自動車の一定の環境性能を有する  
四輪車等について、グリーン化特例の規定の整備を行う。(8) 法改正  
による条文及び項のズレ及び文言の整備を行う。(9) 更別村税条例の  
一部を改正する条例の附則の一部を改めるものです。次ページに改正  
内容の資料ならびにですね、別紙としてですね、参考資料、説明資料  
を添付してあります。宮永住民生活課長より、補足説明を申し上げま  
す。この件につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し

議 長  
住民生活課長

上げ、提案理由とさせていただきます。

宮永住民生活課長

それでは議案第 31 号、更別村税条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。この度の改正は、平成 27 年法律第 2 号、地方税法の一部を改正する法律のほか、関係する政令、施行令、省令が、平成 27 年 3 月 31 日に交付され、4 月 1 日から施行されたことに伴い、地方税法の改正をうけて、本条例の改正を行うものであります。内容につきましては、今回おもに議案 31 号の要旨で書かれている内容につきまして、主なものについて説明させていただきます。また、資料につきましては新旧対照表、また先程の議案第 31 号の資料にもとづきまして、概要が附されておりますので、お目通しいただきたいと思っております。それでは説明をさせていただきます。今回の改正は、まず新旧対照表 1 ページからの更別村税条例等の一部を改正する条例、これを 1 条改正といいます、と新旧対照表 26 ページからの更別村税条例等、これは平成 26 年条例第 10 号の一部を改正する条例、これを第 2 条改正という、二本立ての内容になっております。なお、説明に際しましては、法律の改正によって、条や項等がずれたり、削除したものや、条項の繰上げ等につきまして説明を簡略化させていただきます。今回の内容につきましては、先ほどの議案の要旨の主なものにつきまして説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、(1)の番号法改正に伴う条文の所要の措置でございます。これは新旧対照表 1 ページになります。第 2 条の改正であります。番号法、いわゆるマイナンバー制度に対応したものでございます。これは各種税金をお支払い頂く際の納付書に、これまで住所、氏名、または名称の記載をしていましたところを、条例執行後は、法人にあっては事務所等の所在地と名称並びに法人番号を記載することになります。マイナンバー制度につきましては、個人番号については 12 桁の番号がふられ、10 月以降市町村から通知カードを皆さんの元に郵送で送られる予定になっております。これらの番号が、平成 28 年 1 月 1 日以降、徐々に色々な行政手続きで活用されることになっております。これらに伴う改正措置でございます。次に 2 番目の個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限の延長について、説明させていただきます。新旧対照表 14 ページ、附則 7 条の 3 の 2 の改正であります。これは、消費税率引き上げによる住宅投資への影響の平準化と緩和策である住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成 31 年 6 月 30 日まで、1 年半延長するものでございます。この措置による個人住民税の減収額は全額、国費、地方特例交付金で補てんされることになっております。平成 26 年の 4 月に消費税が 5% から 8% に引き上げられて以降、住宅投資への影響の平準化、緩和策として、住宅ローン減税の拡充措置がとられ、消費税率の引き上げ時には十分な対策をとることとしており

ます。所得税の住宅ローン控除の適用を受けている方で、いずれかの小さい額を住民税から控除するということが、なっております。これらにつきましては、総所得金額等の額の7%が適用されるのは、住宅購入に係る消費税が8%または10%の場合であり、それ以外は5%ということの内容となっております。以上で、適用期限の延長につきましての説明とさせていただきます。続きまして、ふるさと納税の申告特例についての規定の整備でございます。これにつきましては、新旧対照表16ページ、附則第9条の2でございます。この主な内容は、ふるさと納税の申告特例についての規定の整備についてでございます。特例控除額の上限額を、個人住民税所得割の1割から2割に引き上げるもので、平成27年度1月1日以後に行われたふるさと納税に対しまして、平成28年度の個人住民税から適用される内容となっております。また給与所得者で、確定申告が必要ないと見込まれる方が、ふるさと納税を行った場合の確定申告手続きの簡素化を図るため、ワンストップ特例制度が設けられ、平成27年4月1日からの適用とされております。この制度は納税者がふるさと納税をした場合、ふるさと納税先の市町村等に定められた書面により、控除申請の要請を行うことで、納税者の確定申告手続きが不要となるものでございます。手続き的には、ふるさと納税先の市町村等が、納税者の要請によりまして、納税者の住所地の市町村等に、ふるさと納税情報の通知を行い、住所地の市町村等は、ふるさと納税者に対する翌年度の住民税を所得税と併せて減額するというようなことになっております。続きまして、4番目の土地に対して課する固定資産税の特例期間の延長ならびに5番目の宅地等に対して課する固定資産税の特例期間の延長、6番目の農地に対して課する固定資産税の特例期間の延長について説明させていただきます。これは新旧対照表20ページ、附則第11条、また21ページの附則第12条、23ページ附則第13条および15条でございます。要旨の4から6までの土地に対して課する固定資産税の特例および宅地等に対して課する固定資産税の特例、また農地に対して課する固定資産税の特例につきましては、適用期間をそれぞれ平成27年度から29年度まで、3年間の期間延長の改正を行うというものでございます。この制度は本来課税標準となるべき評価額よりも、前年度の課税標準額がかけ離れている場合、一定の計算方法により課税標準額の評価額に近づけていこうとするもので、地域や土地によりばらつきのある負担水準を、徐々に上昇させ、負担調整措置を講ずるといったような内容となっております。続きまして7番目の軽自動車の一定の環境性能を有する四輪車等について、グリーン化特例の規定の整備でございます。これは新旧対照表24ページ、附則第16条でございます。平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等につきまして、その燃費性能に応じたグリーン化特例が設けられました。なお本特例については、

軽自動車税のグリーン化特例の出期に合わせる形で、導入されたことをふまえ、消費税率 10%段階で導入される自動車税、軽自動車税に係る環境性能割と整合的なものとなるよう、環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例と併せて見直すということになっております。続きまして、9 番目、更別村税条例の一部を改正する条例の附則の一部を改めるという内容につきまして説明させていただきます。これは、新旧対照表 26 ページ、更別村税条例の一部を改正するものでございます。これは平成 26 年条例第 10 号でございますが、昨年 5 月、第 1 回臨時会において議決をいただいております、村税条例の一部を改正する条例の一部を改正ということで、内容につきましては、まだ施行日に至っていない条例について、今回の地方税法の改正によって条項等のずれや文言の整合性をとるための整備、ということになっております。以上で、本件に関わる補足説明とさせていただきます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
どうぞ。ありませんか。  
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第 31 号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第 20、議案第 32 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
西山村長
- 村 長 議案第 32 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算、第 1 号の件についてでございます。平成 27 年度更別村の一般会計補正予算、第 1 号は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,602 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4,696,959 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。この後、

議 長  
副村長

補正予算についての補足説明を、三好副村長から申し上げます。この件につきまして、ご審議をよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

三好副村長

補足説明をさせていただきます。この件につきましては、昨年度も給付されているところでございますけれども、臨時福祉給付金とですね、子育て世帯臨時特例給付金の支給事業が閣議決定をいたしまして、平成27年度の予算に盛り込まれたところでございます。今年度支給される給付金は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方を貰える場合があります、5月中旬に発送される子育て世帯臨時給付金の申請案内に間にあうように、今回予算措置をさせていただくものがございます。それでは最初に、歳出の方からご説明をさせていただきたいと思います。予算書の6ページをお開き下さい。款3民生費4,602千円追加しまして、566,238千円とするものがございます。項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で3,080千円を追加するものがございます。内容につきましては、説明欄にございますけれども、(1)臨時福祉給付金給付事業ということで、総額3,080千円を追加するものがございます。これにつきましては、消費税の引き上げによる影響を緩和するためですね、低所得者に対して暫定的、臨時的措置として支給するものがございます。対象につきましては、平成27年の住民税、課税されていない方ということで、対象がなっているということがございます。この給付事業、11の需用費で34千円、宛名ラベル、コピー用紙等ですね、消耗品、印刷費を計上しているところがございます。12の役務費では郵便料として220千円、14の使用料及び賃借料では複写機の使用料で9千円、19の負担金補助及び交付金につきましては、総額で2,817千円になってますけれども、北海道自治体情報システム協議会負担金、システム変更の負担金でございます、これが99千円、そして給付費ということで臨時福祉給付金、これにつきましては前年度実績をふまえて計上させていただいておりますけれども、一人あたり6千円の453人ということで、2,718千円を計上しているところがございます。次に項2児童福祉費、目2児童措置費で1,522千円を追加しているところがございます。これにつきましては、消費税の引き上げは先ほどと同様なんですけれども、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として支給するものということで、対象につきましては、27年6月児童手当受給される方というような内容になってございます。内容につきましては、説明欄にございますけれども、(1)の子育て世帯臨時特例給付事業ということで計上しております。11需用費、消耗品ですけれども4千円、12の役務費、郵便料で4千円、14の使用料及び賃借料で2千円、次のページいきまして、複写機の使用料ということになっております。19の負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負

担金、これもシステム変更に伴う負担金ということで 102 千円、給付費といたしまして、子育て世帯臨時特例給付金 3,000 円の 470 人分、これ昨年の実績をふまえて計上しているところでございます。負担金補助及び交付金で 1,512 千円としているところでございます。続きまして、歳入の方をご説明させていただきます。この事業につきましてはですね、全額国庫補助金ということになってまして、歳入の 5 ページをお開き下さい。款 13 国庫支出金、4,602 千円追加しまして、155,607 千円となっております。項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金で同額を追加するものでございます。節の部分で 1、社会福祉費補助金ということで、これにつきましては臨時福祉給付金給付事業の補助金ということで 3,080 千円ということでございます。事業費と事務費、二本に分かれているところでございます。節の 2 の児童福祉費補助金ということで 1,522 千円、子育て世帯臨時特例給付金の事業費と事務費の補助金ということで、二本立てになって 1,522 千円という内容になってございます。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

どうぞ。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 32 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

はい、異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、暫時休憩いたします。

(15 時 51 分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(15 時 53 分)

おはかりをいたします。

ただいま、休憩中に村長から、議案第 33 号、監査委員の選任につき同意を求める件が提出をされました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

はい、異議なしと認めます。

したがって、この際、議案第 33 号、監査委員の選任につき同意を求める件を、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議長 日程第 21、議案第 33 号、監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により除斥に該当すると認められますので、上田さんの退場を求めます。

(上田議員退場)

議長 提案理由の説明を求めます。

西山村長

村長 議案第 33 号、監査委員の選任につき同意を求める件、村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものです。議会からご推薦をいただいた方は、更別村字更別南 2 線 95 番地 19、若葉町、上田幸彦氏であります。昭和 27 年 1 月 15 日生まれ、63 歳でございます。上田幸彦氏を選任、監査委員として選任いたしたいので、議会の同意をお願いするものです。よろしくお願ひ申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひします。

村長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

ありませんね。

(ありませんの声あり)

議長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりをいたします。

ただいま議題となっております議案第 33 号、監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

(退場していた上田議員、自席に着席)

議長 上田議員にお知らせをいたします。

地方自治法第 196 条第 1 項の規定による議員選出の監査委員に、あなたが選任をされました。

今後、監査委員としてご尽力いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

議長 日程第 22、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会は、議会の運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査をしたい旨、委員長より申し出があります。

議

長

おはかりをいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

議

長

以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて平成 27 年第 1 回更別村議会臨時会を閉会をいたします。

(15 時 58 分)